

第1章 総則

(利用規約の適用)

第1条 NTTスマートコネクト株式会社（以下、「当社」といいます。）は、ライブコマース配信に必要となるツールを提供するサービスの利用規約（以下、「利用規約」といいます。）を定め、この利用規約に基づきライブコマース配信に必要となるツールを提供するサービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。

2. 契約者は利用規約を遵守して、本サービスを受けるものとします。

(用語の定義等)

第2条 この利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
利用契約	利用規約に基づき締結される本サービスの提供に関する契約。
契約者	利用規約に基づく利用契約を締結し、本サービスの提供を受ける者。
ID	契約者を識別するための符号のこと。
パスワード	IDとともに契約者を識別するための符号のこと。
個人情報	個人情報保護に関する法律第2条第1項で定める個人情報。

(利用規約の変更)

第3条 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合に、民法548条の4に従い、利用規約を変更することがあります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の利用規約によります。

(1) 利用規約の変更が契約者の一般の利益に適合するとき

(2) 利用規約の変更が、利用契約の目的に反するものではなく、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性及び合理性があるとき

2 前項の変更を行う場合は、当社は少なくとも14日間の予告期間において利用規約を変更する旨及び変更後の利用規約の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページに掲載その他の適切な方法で通知するものとし、当該予告期間の満了日の経過をもって、利用規約の変更の効果が生じるものとします。

(通知)

第4条 当社から契約者への通知は、電子メールの送信もしくは当社ホームページへの掲載、書面の送付その他当社が適当と認める方法により行います。

2 前項の通知は、電子メールの送信により行われたときは、当該メール発信の時点で、書面の送付により行われたときは、当該書面を発送した時点で、当社ホームページへの掲載により行われたときは、当該ホームページへの掲載の時点で、契約者に到達したものとみなします。

3 第1項における電子メールの送信先は、第32条（利用責任者）に定める利用責任者の電子メールアドレスとして予め当社に届出のあった電子メールアドレス、または当社が別途送信先として適当と認めた電子メールアドレスとします。届出された電子メールアドレスに変更が生じたにもかかわらず、契約者が新たな電子メールアドレスの届出を怠った場合には、当社は変更前の電子メールアドレス宛に発信すれば、当該メール発信時点で、通知が契約者に到達したものとみなします。

4 第1項における書面の送付先の住所は、契約者が予め当社に届け出た住所、または当社が別途送付先として適当と認めた住所とします。届出された住所に変更が生じたにもかかわらず、契約者が新たな住所の届出を怠っ

た場合には、当社は変更前の住所宛に送付すれば、当該発送時点で、通知が契約者に到達したものとみなします。

第2章 契約

(契約の単位)

第5条 利用契約は、当社が別途定める品目単位で成立するものとします。

2 契約者が本サービスを利用する場合、利用を希望する品目を選択し、当社所定の手続きに従って、利用契約を締結するものとします。

3 契約者が本サービスの複数の品目を利用する場合、当社所定の手続きに従って、個々に利用契約を締結するものとします。

4 当社は、利用規約の他必要に応じて特約を定める場合があります。この場合、契約者は利用規約とともに特約を遵守するものとします。但し、特約と利用規約の内容が競合する場合は特約の内容を優先します。

(利用申込)

第6条 本サービスの利用希望者は、利用規約を確認し、同意した上で、当社所定の手続きに従って利用申込を行うものとします。

2 当社の承諾の有無に関わらず、本サービスの利用申込者（以下、「利用申込者」といいます。）が、利用申込手続き後、利用開始日までに利用申込を取り消した場合は、当該利用申込みに関する見積書または料金表に記載された初期料金相当額全額を当社が定める方法によって当社に対して支払う義務を負います。

3 利用申込において、別途当社が定める本人確認のための資料等を申込者から提出していただくことがあります。

(承諾)

第7条 当社が本サービスの利用申込を承諾した場合は、利用開始日を記載した書面等の当社の定める方法により通知します。利用契約はこの利用開始日に成立します。

2 当社は、利用申込者に次の事由が認められる場合には、利用申込者による本サービスの利用申込を承諾しないことがあります。

(1) 本サービスの利用に関する申込書等において虚偽の事実を申し述べた場合

(2) 支払不能、支払停止、手形不渡、銀行取引停止処分又は株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分もしくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置がなされた場合

(3) 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立てがあった場合、または租税滞納処分を受けた場合

(4) 破産、会社更生、民事再生、もしくは特別清算開始の申立てがあった場合、または清算に入った場合

(5) 解散または営業の全部もしくは重要な一部の譲渡を決議した場合

(6) その他財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合

(7) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人のいずれかであり、利用申込の際に成年後見人、保佐人または補助人の同意等を得ていなかった場合

(8) 第30条（提供停止）第1項各号のいずれかに該当する場合

(9) 過去において第30条（提供停止）第1項各号のいずれかに該当した場合、または当社の提供する他のサービスにおいて同様の行為を行ったことがある場合

(10) 日本国内に住所を有していないなど、利用申込者との連絡やその他契約事務手続きが困難になることが想定される場合

(11) 第6条第3項又は第12条2項の資料等を提出しない場合その他利用申込手続きにおいて当社が不適切と認める行為が行われた場合

(12)過去当社との契約（本サービスの提供に関する契約を含みますが、これに限定されません）に違反したことがある場合

(13) 第43条（表明保証）第1項に反する場合

(14)前各号に該当するおそれがあると認められる相当の事由がある場合

(15) 前各号のほか、当社が利用申込を承諾することが不適切と認めた場合

3 当社が利用申込を承諾しない場合には、当社は利用申込者に対してその旨を通知します。

（利用契約の変更）

第8条 契約者が、利用契約について、基本サービスの品目変更、オプションサービスの追加又は廃止を希望する場合は、当社所定の手続きに従って、変更を申込みものとします。

2 前項の申込みを承諾した場合は、当社は契約者に対しその旨を通知します。変更の効力は、当該通知で示された変更日に生じるものとします。

3 第1項の申込みがあった場合に、技術的に困難であるなど当社の業務遂行上支障があるときは、当社は申込を承諾しないことがあります。この場合は契約者にその旨を通知します。

3 第1項の変更手続がなされなかったために発生したトラブル等については、全て契約者の責によるものとします。

（契約の更新）

第9条 利用契約は、利用規約に基づき解約または終了されない限り、契約期間満了後従前と同じ条件で自動的に1か月間更新されるものとします。

（第三者の提供するサービス）

第10条 本サービスでは、第三者のアプリケーションやモジュール（以下「第三者アプリケーション等」といいます。）を使用することがあります。第三者アプリケーション等は、当社の管理下にはないため、契約者の責任で第三者アプリケーション等をご利用ください。

（契約者の地位の承継）

第11条 契約者である法人が合併、会社分割等により、利用契約上の地位を第三者に包括的に承継しようとする地位の変更がある場合、もしくは、契約者である任意団体の代表者を変更する場合、契約者はその旨を直ちに当社に当社の定める方法で通知するものとし、当社はその通知受領後1ヶ月以内に、当該承継者に当社の定める方法による通知をして利用契約を解除することができるものとします。

（利用申込書等の記載事項の変更）

第12条 利用申込書の記載事項に変更が生じた場合その他当社への届出事項に変更が生じた場合には、利用申込者または契約者は、速やかに変更内容を当社所定の手続きに従って、届け出るものとします。

2 前項の届け出があった場合は、当社は届け出のあった事実を証明する書類を契約者から提出していただくことがあります。

（契約者による利用契約の解除）

第13条 契約者は、利用契約を解除する場合は、当社に対し解除の日の14日前までに当社の定める方法により通知するものとします。

(当社による利用契約の解除等)

第14条 当社は、第30条(提供停止)の規定により、本サービスの提供を停止された契約者が当社の指定する期間内にその停止事由を解消または是正しない場合は、その利用契約を解除できるものとします。

2 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず催告なくその利用契約を即時解除できるものとします。

- (1) 支払不能、支払停止、手形不渡、銀行取引停止処分又は株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分もしくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置がなされた場合
- (2) 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立てがあった場合、または租税滞納処分を受けた場合
- (3) 破産、会社更生、民事再生、もしくは特別清算開始の申立てがあった場合、または清算に入った場合
- (4) 解散または営業の全部もしくは重要な一部の譲渡を決議した場合
- (5) その他財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合
- (6) 第30条(提供停止)第1項各号のいずれかの事由があり、本サービスの提供に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められる場合
- (7) 第31条(禁止事項)第1項各号いずれかの行為を行った場合
- (8) 第39条(統計情報等の取り扱い)第3項に違反した場合
- (9) 利用規約または利用契約に違反した場合

3 当社は、第1項及び前項にかかわらず、合理的な予告期間をもって利用契約を解除できるものとします。

4 当社が利用契約上の権利義務を譲渡する場合は事前に契約者に申し出るものとし、申し出から1ヶ月を経過しても契約者から同意を得られない場合は、当社は利用契約を即時解除することができるものとします。

(最低契約期間)

第15条 基本サービス及びオプションサービスの最低契約期間は当社が別途料金表に定めるとおりとし、第11条の規定に関わらず、利用者は最低契約期間中に利用契約を解除できないものとします。

第2章 サービス

(サービスの品目及び内容)

第16条 本サービスは、本サービスは基本サービスとオプションサービスで構成され、基本サービスには1つまたは複数の品目があります。

2 本サービス内容の詳細は当社が別途仕様書に定めるものとします。

3 本サービス内容の詳細は、当社が必要と判断した場合、契約者の承諾なしに変更する場合があります。

(ソフトウェア)

第17条 本サービスで利用するソフトウェア・プログラムの権利は当社及び当社が別に定めるものに帰属し、契約者は本サービスに必要な限度で利用するのものとします。

(サービスの終了)

第18条 当社は、本サービスを終了する場合があります。

2 本サービスの全部または一部を終了する場合には、以下の期間までにその内容を通知します。但し、天災その他の不可抗力等の当社の責に帰すべからざる事由により、当社の設備やシステム等の使用が不可能となり、かつ、修復の見込みがない場合には、通知なく本サービスを終了できるものとします。

(1) 全部の場合

本サービス終了日の3ヶ月前までに当社が定める方法で通知します。

(2) 一部の場合

本サービス一部終了日の1ヶ月前までに当社が定める方法で通知します。

第4章 サービスの利用

(サービス利用の停止)

第19条 第13条(契約者による利用契約の解除)、第14条(当社による利用契約の解除)、または前条(サービスの終了)その他の事由により、利用契約を解除し、または本サービスを終了した場合、当社は、契約者への事前の通知を行うことなく、契約者による本サービスの利用を停止することができるものとします。

2 当社は、契約者が本サービスに関する当社の業務遂行または当社の設備、機器、システム等に著しい障害を及ぼし、または及ぼす恐れがある行為をした場合は、契約者に対し何らの通知なく、当社の判断により契約者による本サービスの利用を停止することがあります。

3 第29条(提供中止)第1項第1号の場合、当社は契約者による本サービスの利用を停止することがあります。

4 契約者の故意または過失の有無にかかわらず、第30条(禁止事項)各号に違反していると判断される場合、契約者に対して内容の変更または削除を要請することができます。また、契約者がかかる変更要請に応じない場合は、当社は、契約者による本サービスの利用を停止することができます。ただし、緊急を要すると当社が判断した場合は、要請は事後となる場合があります。

5 第29条(提供中止)または第30条(提供停止)により本サービスの提供を中止または停止した場合、契約者に損害が生じたとしても、一切その責任を負わないものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失により契約者に損害を与えた場合は、この限りではありません。

(サービス利用における契約者の責任)

第20条 契約者は、本サービスの利用にあたり、配信およびアーカイブ公開したコンテンツに関する照会、問合せ等に対し、自己の費用と責任により適切に対応する体制を構築するものとします。

第5章 料金等

(料金等)

第21条 本サービスの料金は、当社が別途料金表に定め、契約者に当社の定める方法により通知するものとします。

(料金等の支払義務)

第22条 契約者は、前条(料金等)の料金を支払う義務を負います。

2 第30条(提供停止)の規定により本サービスの提供が停止された場合であっても、本サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱うものとし、契約者は料金を支払う義務を負います。

(料金等の計算方法)

第23条 基本サービス及びオプションサービスの利用開始日または利用終了日が暦月の途中でであっても、当該月の利用料金の日割計算を行いません。

2 本サービスは、契約時にユーザーが選択したプランに基づき提供されます。ただし、ユーザーの実際の利用状況が契約プランの利用範囲を著しく超過していると当社が合理的に判断した場合、当社は、当該利用状況に応じた上位プランに基づき料金を再計算し、差額分をユーザーに対して請求できるものとします。

(料金等の支払い方法)

第24条 契約者は、当社が指定する支払期日、方法を記載した請求書により第20条(料金等)に定める料金を支払うものとします。なお、振り込み手数料等に関する費用については、契約者の負担とします。

2 契約者と収納代行会社、金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社には一切の責任がないものとします。

(延滞損害金)

第25条 契約者が、料金その他の債務について支払い期日を経過してもなお支払いがない場合、当該契約者は支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を、延滞損害金として当社が指定する期日までに支払うこととします。

2 天災その他の支払いを不可能とする事由により支払期日内に支払をなし得ないと当社が認めた場合は、当該事由の継続する期間は支払期日に算入せずまたは延滞損害金を支払う日数に算入しません。

(消費税等)

第26条 契約者が当社に対し本サービスに係わる債務を支払う場合において、消費税法及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税及び地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

(端数処理)

第27条 当社は料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第6章 提供中止及び提供停止

(非常事態時の利用の制限)

第28条 当社は、次の場合には、本サービスを制限する措置をとることがあります。

- (1) 天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合
- (2) 当社サービスを直接または間接に利用する者の利用を妨げる態様において本サービスが利用された場合
- (3) 当社サービスを構成する当社設備を逼迫させる、もしくは逼迫させるおそれを生じさせると当社が認める態様において、本サービスが利用された場合
- (4) その他、不適切な態様での利用であると当社が判断する態様において、本サービスが利用された場合

(提供中止)

第29条 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することができるものとします。

- (1) 当社の本サービス用設備の保守、工事または障害等やむを得ない場合
- (2) 当社以外の電気通信事業者が電気通信サービスを中止した場合
- (3) 前条(非常事態時の利用の制限)の規定により、本サービスの利用の制限を行った場合で、合理的な期間内に制限を解除することができないと当社が判断した場合

2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止する場合は、事前にその旨を契約者に通知します。但し、緊急の場合、その他やむを得ない場合はこの限りではありません。

(提供停止)

第30条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの提供を停止することができるものとします。

- (1) 利用契約上の債務を履行しなかった場合
- (2) 第7章 契約者の義務の規定に違反した場合
- (3) 契約者が当社に届け出た連絡先との連絡がとれない場合(当社が届け出のあった住所宛てに発送した郵便物又は届出のあったメールアドレス宛に送付した電子メールが宛先不明で当社に返送された場合を含みますが、それに限定されません。)
- (4) 当社が提供するサービスを直接または間接に利用する者のその当該利用を妨げる態様(本サービスを構成する当社のシステムやデータ等の損壊を含みますがそれに限定されません。)において本サービスを利用した場合
- (5) 契約者の故意または過失の有無にかかわらず、不正アクセス、クラッキング、アタック行為などの何らかの不正な攻撃や不正中継が行われた場合
- (6) 契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者より、料金支払停止の通告があり、契約者がそれに代わる料金支払方法を届け出ない場合
- (7) 当社との他の契約において、契約解除あるいはサービス等の提供停止になった場合
- (8) その他、当社が不適切と判断する場合

2 当社は、前項の規定により、本サービスの提供を停止する場合は、あらかじめ、その理由、提供を停止する日及び期間を契約者に通知します。但し、緊急の場合、その他やむを得ない場合はこの限りではありません。

第7章 契約者の義務

(禁止事項)

第31条 契約者は、本サービスの利用にあたり、次の行為を行わないものとします。

- (1) 当社あるいは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉、信用、プライバシー等の人格的利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- (2) 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- (3) 当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- (4) 犯罪行為あるいは犯罪行為をそそのかしたり容易にさせる行為、またはそれらのおそれのある行為
- (5) 当社または第三者に虚偽の情報を提供する行為、あるいはそのおそれのある行為
- (6) 無限連鎖講(ネズミ講)またはマルチ商法に類する商法を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (7) 公職選挙法に違反する行為、またはそのおそれのある行為
- (8) 当社の本サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為
- (9) 第三者の通信に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為
- (10) コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを本サービスを利用して使用したり、第三者に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為
- (11) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメール(特定電子メールを含みますがそれに限定されません)を送信する行為、または受信者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール(迷惑メール)を送信する行為
- (12) わいせつ、出会い系、児童買春、児童ポルノ、又は児童虐待にあたる画像・文書等を送信または掲載する行為、あるいはそれに類似する行為
- (13) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律(以下「風営適正化法」といいます。)が規定する映像送信型性風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為
- (14) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に違反する行為、あるいはそのおそれのある行為

- (15) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下「出会い系サイト規制法」といいます。）が定義するインターネット異性紹介事業、あるいはそれに類似する行為
- (16) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (17) 第三者の通信環境を無断で国際電話等の高額な通信回線に変更する行為、および設定を変更させるコンピュータ・プログラムを配布する行為
- (18) 本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、または消去する行為
- (19) 当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、及び当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、及びそれらの行為を促進する情報掲載等の行為
- (20) 他人のIDあるいはパスワードを不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為
- (21) 個人情報を、偽りその他不正の手段により取得する行為、あるいはそれに類似する行為
- (22) 個人情報を、本人の同意なく違法に第三者に提供する行為、あるいはそれに類似する行為
- (23) 本人の明確な同意なくして又は詐欺的手法を用いて第三者の個人情報を調査、収集、利用する行為
- (24) 当社と契約者との間で締結された契約の範囲を超えた関係が存在すると第三者に誤解させる行為、またはそのおそれのある行為
- (25) その他法令に違反する行為、または他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法あるいは態様において本サービスを利用する行為
- (26) 当社あるいは第三者に迷惑、不利益もしくは損害を与える行為またはそのおそれのある行為
- (27) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
- (28) その他当社が不適切と判断する行為

2 前項第13号または第15号に該当する行為であっても、風営適正化法または出会い系サイト規制法の定めに則り、適正に事業運営されていることを当社が確認できたものについては、前項の適用を特別に除外する場合があります。ただし、その後、不適正な事業運営が行われていると当社が判断した場合は、前項のいずれかの号に該当する行為として同項を適用し、前条（提供停止）に定める本サービスの提供停止を含む利用規約上の各措置を行うものとします。

（利用責任者）

第32条 本サービスの利用にあたり、契約者はあらかじめ利用責任者を選任し、当社に当社の定める方法で届け出るものとします。利用責任者が交代した場合は、直ちに当社に当社の定める方法で通知するものとします。2 利用責任者は当社との連絡、協議の任に当たると共に、利用規約に基づく情報通信サービスの利用適正化を図るものとします。

（守秘義務）

第33条 契約者は、本サービスの利用にあたり、当社より書面、口頭若しくは記録媒体等により開示を受けた、又は契約者が知り得た当社の営業上及び技術上の情報その他の機密情報を、本サービスの利用目的のみに利用するとともに、当社の書面による事前承諾を得ずに第三者に開示又は漏洩しないものとします。但し、次の各号のいずれかに該当する情報については、機密情報に含まれないものとします。

- (1) 開示を受けた時点で、既に自己が保有している情報
- (2) 開示を受けた時点で、すでに公知となっている情報
- (3) 開示を受けた後に自己の責めによらず公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報

(5) 開示された情報によることなく、独自に開発・取得した情報

2 本条は利用契約終了後も有効とします。

(ID・パスワード情報の管理義務)

第34条 当社は利用契約ごとにID及びパスワードを定めます。

2 契約者は前項のID及びパスワードを厳重に管理するものとし、これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の配慮を講じるものとし、また、契約者は故意または過失の有無にかかわらず、不正使用に起因するすべての損害について責任を負うものとし、当社を免責するものとし、

3 契約者は、ID及びパスワードが第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとし、

(情報の正確性確保)

第35条 契約者は本サービスの利用のために当社の提供した情報のすべてを正確かつ最新のものに保つものとし、

2 契約者が当社に提供した情報が正確ではなくなった場合または最新ではなくなった場合、第10条に基づいて、正確かつ最新の情報を当社に提供するものとし、

(権利の譲渡等の制限)

第36条 契約者は、本サービスの提供を受ける権利など、利用契約上の権利及び義務について、第三者に譲渡、販売、質入れ等の行為をすることができないものとし、ただし、当社が別途認める場合はこの限りではありません。

(本人の同意)

第37条 契約者は、利用・変更の申込等にあたり当社に提出する書類等に個人情報に記載する場合は、当社に当該個人情報を提供することについて本人の同意を得た上で記載を行うものとし、

第8章 情報の取扱い

(個人情報の取扱い)

第38条 当社は本サービスの提供にあたり取得した契約者の個人情報について、法令及び当社が別途定める個人情報保護ポリシーに基づき、適切に取り扱うものとし、

2 当社は個人情報保護法その他の法令を遵守するものとし、

(統計情報等の取り扱い)

第39条 契約者は、契約者の名称、番組名や商品名、配信およびアーカイブ公開したコンテンツの視聴者のID等に個人を識別できないように加工を施した情報及び統計情報（以下、「統計情報等」といいます。）を当社に提供します。

2 契約者は、当社が統計情報等を何らの制限なく利用することができることを予め承諾するものとし、

3 契約者は、当社に提供する統計情報等は個人情報保護法その他の法令を遵守し、法令上要求される手続きに違反せずに加工されたものであることを保証します。

第9章 損害賠償

(責任の制限)

第40条 契約者が本サービスの利用に起因又は関連して生じた損害について当社に賠償を求める場合、当社は、

(1) 当社の責めに帰すべき事由により、契約者に本サービスが全く利用できない状態が生じ、その状態が、当社が当該状態の発生を知った時刻から起算して連続して24時間以上継続した場合、または(2) 当社の責に帰すべき事由により前条(個人情報の取り扱い)に反する行為をして契約者に損害を与えた場合に限り、本条に定める範囲でのみ、損害の賠償をする責任を負うものとします。

2 前項(1)の場合、当社が賠償すべき損害は、契約者に直接かつ現実に発生した通常損害に限るものとし、当社が賠償すべき損害の額は、契約者が当該サービスを利用できないことを当社が知った時刻から当該サービスの提供が可能と当社が確認した時刻までの時間を24で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます。)に、全く利用できない状態に陥った本サービスにかかる月額料金の30分の1を乗じて算出した額を限度とします。但し、契約者が当該請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかった場合は、契約者はその権利を失うものとします。

3 第1項(2)の場合、当社が賠償すべき損害は、契約者に直接かつ現実に発生した通常損害に限るものとし、当社が賠償すべき損害の額は、利用契約の月額料金1か月分を限度とします。

4 当社は、天災地変等当社の責に帰さない事由により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、当社が故意又は重過失がある場合を除き賠償責任を負わないものとします。

(第三者との紛争)

第41条 契約者による本サービスの利用に関連して、当社が第三者から損害賠償請求された場合、または当社と第三者との間で何らかの問題が発生した場合、契約者は責任をもって当該第三者に対応するものとします。

2 前項の定めにかかわらず、前項に関連して、第三者が当社に対して何らかの請求を行い、または訴訟提起その他の法的手続きを行った場合、契約者は当社が当該第三者に対応するに際し、あらゆる協力を行い、可能な限り自ら対応するものとします。

(免責)

第42条 当社は、利用規約または利用契約で特に定める場合を除き、契約者が本サービスの利用に関して被った損害については、その原因の如何によらず、いかなる賠償の責任も負わないものとします。

2 当社は、契約者及び第三者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性、並びに本サービスを利用して配信及びアーカイブ公開したコンテンツの内容が第三者の権利を侵害していないこと等いかなる保証も負うものではありません。ただし、当社の故意又は重大な過失により契約者に損害を与えた場合は、この限りではありません。

第10章 その他

(表明保証)

第43条 契約者及び当社は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

(1) 自ら又は自らの役員(取締役、執行役又は監査役)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。)であること

(2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること

(3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること

(4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること

(5) 本サービスの利用が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること

2 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの通知、催告を要せず、即時に本サービスの提供を中止し、または本契約を解除することができるものとします。また、契約者は、当社が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの通知、催告を要せず、本契約を解除することができるものとします。

(1) 第1項に違反したとき

(2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき

①相手方に対する暴力的な要求行為

②相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

③相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為

④風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

3 当社および契約者は、第2項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じてもこれを賠償する責を負わないものとします。

(専属管轄裁判所)

第44条 契約者と当社との間で本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合は、大阪簡易裁判所もしくは大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第45条 利用規約及び利用契約は、日本国の諸法令、諸規則に準拠し、同法に基づいて解釈されるものとします。

(協議)

第46条 利用規約及び利用契約に定めがない事項及び疑義が生じた事項については、契約者及び当社は誠意をもって協議し円満にその解決にあたるものとします。